

2022年12月22日 全7頁

令和5年度税制改正大綱解説—超富裕層課税

超富裕層に税率 22.5%の ミニмумタックスを導入

「1億円の壁」問題による金融所得一律増税は回避へ

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 自由民主党・公明党は2022年12月16日に、「令和5年度税制改正大綱」（以下、大綱）を決定した。本レポートでは、大綱で2025年から超富裕層に対する追加課税措置として導入するとしている「ミニмумタックス」について解説する。
- ミニмумタックスは、年間所得が3.3億円超の納税者において、3.3億円超の部分の所得に対する所得税額の割合が22.5%を下回る場合、22.5%との差分を追加課税する仕組みである。課税対象者は年200人台、税収は年300~600億円程度になるとみられる。
- 所得階級ごとの平均的な所得構成に基づけば年間所得30億円程度からがミニмумタックスの対象者の目安だが、実際には各納税者の所得構成により異なる。給与所得や事業所得など累進課税対象の所得のみの納税者はどれだけ高所得でもミニмумタックスの対象にはならない。他方、例えば、所得の全てが株式譲渡所得や長期の不動産譲渡所得の納税者は、おおよそ、年間所得10億円前後からミニмумタックスの対象となる。
- 日本に限らず、米英独においても、下位から99.9%程度までの範囲では所得が多い者ほど税負担率が上昇するが、上位0.1%以内の範囲に限っては所得が多い者ほどかえって税負担率が低下する現象（日本でいう「1億円の壁」に相当する現象）が生じている。所得の上位0.1%以内の範囲における税負担率の低下幅は、米英独より日本がやや大きく見えていたが、ミニмумタックスが導入されれば遜色がなくなる。
- 今後、所得税の垂直的公平性の課題にさらに対処する必要性が生じた際は、ミニмумタックスの課税対象者や税率を調整すればよく、中間層を含めた金融所得税率の一律引き上げを行う必要性は低くなる。この点は、大多数の投資家にとって朗報と言えるだろう。

[目次]

1. ミニмумタックスの概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
2. 背景にある「1億円の壁」問題への対処とその効果・・ 4ページ
3. 超富裕層の投資や市場への影響・・・・・・・・・・・・ 6ページ

1. ミニマムタックスの概要

自由民主党・公明党は、2022年12月16日、「令和5年度税制改正大綱」（以下、大綱）¹を公表し、2023年度税制改正の大枠が固まった。2023年の通常国会にて、大綱をもとに作成された税制改正法案が国会に提出され、当該改正法成立をもって制度改正が行われる見込みである。本レポートでは、大綱にて2025年から導入するとされた超富裕層向けの追加課税措置について解説する。この措置について、大綱では「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」として具体的な名前を付けていないが、後述する通り米国のAMT（Alternative Minimum Tax）に類似した仕組みであることから、本レポートでは「ミニマムタックス」と呼ぶ。

ミニマムタックスは「経済再生に向けた取組みの礎たる、社会に対する国民の信頼を高める意味においても、より公平で中立的な税制の実現に向け、個人所得課税において、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を導入する」（大綱、pp. 1-2）ものであり、課税対象は、次の通りである。

図表1 ミニマムタックスの概要

- ・（年間所得^{（注1、2）} - 3.3億円） × 税率 22.5% = 最低所得税額
- ・通常の所得税の納税額^{（注3）} が上記の「最低所得税額」を下回る場合、その差額をミニマムタックスとして課税

（注1）ここでの年間所得には、確定申告時の「合計所得金額」に加え、以下のものを含む。

- ・源泉徴収ありの特定口座の株式譲渡所得のうち確定申告しなかったもの
- ・上場株式等の配当所得・利子所得のうち確定申告しなかったもの

（注2）ここでの年間所得には、以下のものを含まない。

- ・源泉分離課税の対象となる所得（預貯金の利子など）
- ・NISA口座の譲渡所得・配当所得
- ・新たに設けられるスタートアップ税制の適用により所得税が非課税とされる金額

（注3）上記注1の範囲の所得に対応する所得税額であり、外国税額控除や復興特別所得税を考慮しない。

（出所）令和5年度税制改正大綱をもとに大和総研作成

ミニマムタックスは、年間所得が3.3億円を超える納税者につき、3.3億円超の部分の所得に対する所得税額の割合が22.5%を下回る場合、22.5%との差分を追加課税する仕組みである。この計算の際、納税者の納めた所得税額の全額につき、年間所得3.3億円超の部分に対する所得税額とみなす（年間所得3.3億円以下の部分に対する所得税額はゼロとみなす）。その上でなお、年間所得3.3億円超の部分の所得に対する所得税額の割合（税率）が22.5%に満たない場合に、最低税率22.5%との差分がミニマムタックスの課税額となる。

ミニマムタックスにつき、自由民主党の宮沢洋一税制調査会長は、「年収平均で30億円くらいの方について少し負担を増やさせていただく」²と説明しており、報道では、年間所得30億円超の者に対する追加増税と説明されていることが多い。これは、所得階級別の平均的な所得構成を用いると、およそ年間所得30億円超の者からミニマムタックスの対象になるという目安を

¹ <https://www.jimin.jp/news/information/204848.html>

² 2022年12月14日付産経新聞朝刊2面

示したものにすぎず、実際には、超富裕層であってもミニマムタックスの対象になるか否かは所得構成によって異なる。

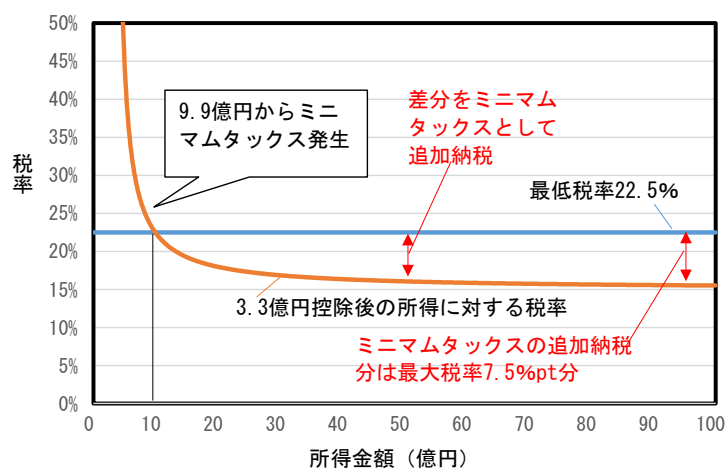
日本の所得税は給与所得、事業所得など累進税率（所得税率 5%～45%）が適用される総合課税の所得と、株式譲渡所得、上場株式等の配当所得（大口株主を除く）、不動産の譲渡所得など、一律の税率（多くは所得税率 15%）が適用される分離課税の税率とがある。

給与所得や事業所得など累進税率が適用される所得だけを得る者であれば、所得が多くなればなるほど適用される税率は高まるため、所得が 30 億円や 100 億円に及んだとしても、既に 22.5%以上の所得税を負担しているため、ミニマムタックスの対象にはならない。

他方、全額が株式譲渡所得、上場株式等の配当所得（大口株主を除く）、不動産の譲渡所得など分離課税が適用される所得である場合は、所得が 30 億円未満でもミニマムタックスの対象となり得る。

図表 2 は、所得の全額が 15%の分離課税である納税者の、3.3 億円控除後の所得に対する税率の推移を試算したものである。年間所得 9.9 億円の時、所得税額は 1 億 4,850 万円（＝9.9 億円×15%）となり、3.3 億円控除後の所得（6.6 億円）に対する税率がちょうど 22.5%（＝1 億 4,850 万円／6 億 6,000 万円）となる。年間所得が 9.9 億円を超えると、3.3 億円控除後の所得に対する税率が 22.5%を下回り、最低税率 22.5%との差をミニマムタックスとして納める必要がある。所得が超高額となると、3.3 億円控除後の所得に対する税率は 15%に漸近していく、ミニマムタックスの追加納税分の税率は最大の 7.5%pt に漸近していく。

図表 2 所得全額が 15%分離課税である納税者の 3.3 億円控除後の所得に対する税率



(注) 所得控除・税額控除は考慮していない。

(出所) 大和総研試算

大綱ではミニマムタックスの詳細な計算方法は示されておらず、かつ、上記試算では所得控除や税額控除を考慮していないが、所得の全額が株式譲渡所得や長期保有の不動産譲渡所得などである納税者については、おおよそ年間所得 10 億円前後からミニマムタックスの対象となり、ミニマムタックスの追加納税分は最大で税率 7.5%pt 相当分だといえるだろう。

2. 背景にある「1億円の壁」問題への対処とその効果

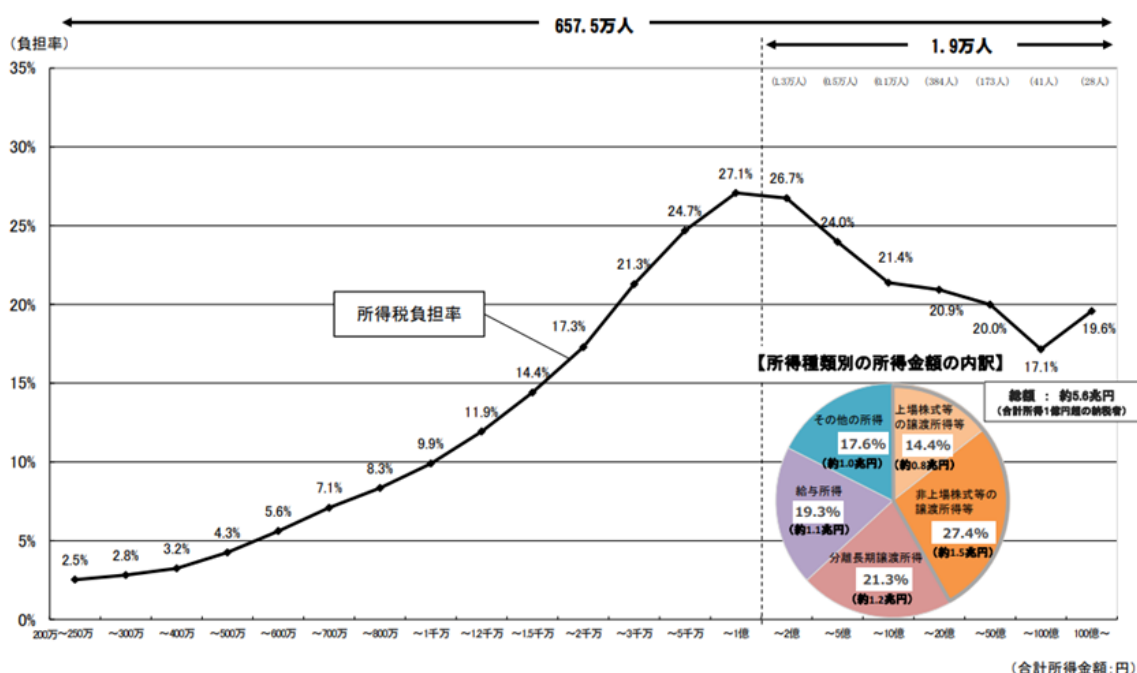
ミニマムタックス導入の背景にあるのは、いわゆる「1億円の壁」問題である。

岸田首相は、首相就任前の2021年の自由民主党総裁選の際に、金融所得課税の見直しの必要性を主張していた。具体的には、「日本人の所得階層と課税率をみると、一億円を境にして、所得に対する実効税率が下がるという現象」³を「1億円の壁」⁴と呼び、税制の見直しによりその壁を「打破」⁵するとしていた。

岸田政権の下で2021年12月10日に決定された自由民主党・公明党の「令和4年度与党税制改正大綱」では「高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況」を「是正」するとしており、この考え方に基づき、ミニマムタックスが導入されることとなった。

日本において、所得階級別の所得税負担率の累進構造が議論される際にしばしば用いられるのが、図表3に掲げる財務省作成の「申告納税者の所得税負担率」グラフである。

図表3 申告納税者の所得税負担率（令和2年分）



（備考）令和2年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

（注1）所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

（注2）円グラフの「株式等の譲渡所得等」のうち「上場株式等」および「非上場株式等」の内訳は、分離課税（株式譲渡所得、配当所得、先物取引所得）の所得金額が1000万円超である者のうち合計所得金額1億円超のもの確定申告書データにおける比率を用いて、財務省において機械的に計算したもの。

（出所）財務省「説明資料『個人所得課税』（令和4年10月4日（火）、第17回税制調査会）」

³ 岸田文雄『岸田ビジョン 分断から協調へ』（講談社、2020年9月）

⁴ 岸田文雄「岸田文雄 政策集」（岸田文雄総裁選特設サイト、2021年9月公表、2022年3月閲覧）

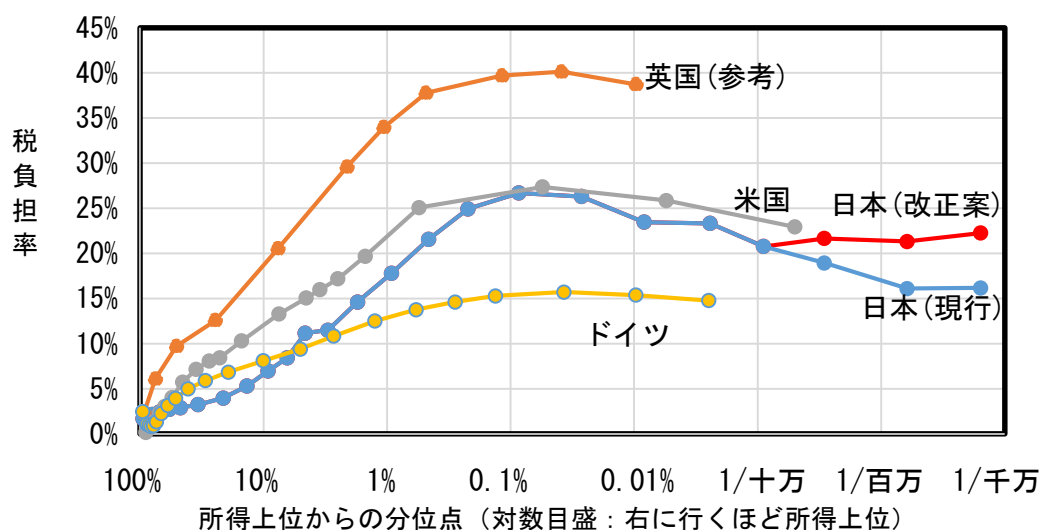
⁵ 脚注4に同じ。

図表3を見ると、日本において、高所得者ほど所得に占める分離課税の所得の割合が高く⁶、高所得者層での所得税の負担率の低下要因の一つとなっており、所得税の負担率が下がり始める境目はおよそ年間所得1億円となっていることがわかる。つまり、「1億円の壁」が存在することは確かに客観的な事実である。

しかし、所得が一定水準を超えるとかえって所得税の負担率が下がる現象は日本特有の現象ではなく、主要国で広く確認できる。また、図表3の「申告納税者の所得税負担率」のグラフは、確定申告を行っていない者が含まれていなかったり、横軸の所得金額の目盛の取り方に恣意性があったりするとの指摘もある⁷。

この点を考慮し、大和総研にて分離課税の所得を含む個人の所得別の税負担率につき、日米英独の4カ国（日本においてはミニマムタックス導入後も含む）の税務統計をもとに試算したものが次の図表4である⁸。横軸は1目盛右に進むごとに上位10%、上位1%、上位0.1%と、上位からの割合が10分の1になる対数目盛を用いた。

図表4 主要国における上位所得者の税負担率の推移(国税分)



(注) 日米は2019年、英独は2017年の統計。英国は個人所得への地方税がない。
改正案はミニマムタックス導入後の試算値。
(出所) 各国税務統計をもとに大和総研試算

図表4を見ると、どの国においても、所得上位0.1%程度までは所得上位になればなるほど税負担率が上昇するものの、所得上位0.1%程度で税負担率はピークに達し、以後は所得上位になればなるほど税負担率が低下する現象が確認できる。これは、日米英独いずれにおいても、通常の所得（給与所得や事業所得など）に対する最高税率よりも金融所得に対する最高税率が低く設定されており、高所得になればなるほど所得に占める金融所得の割合が高くなる構図が同じであるからだ。

もともと、図表4を見ると、所得の上位0.1%以内の範囲における税負担率の低下幅は、米

⁶ 図表3の円グラフにおける「分離長期譲渡所得」とは、長期保有の不動産の譲渡所得のことである。

⁷ 例えば、2021年11月5日付日本経済新聞夕刊5面など。

⁸ 詳細は、[是枝俊悟・斎藤航・渡辺泰正「金融所得課税を含む所得税の垂直的公平性の国際比較」\(大和総研レポート、2022年3月31日\)](#)を参照。ミニマムタックス以外の試算の前提はこのレポートと同じである。

英独より日本（現行）がやや大きく見える。これは、日本においては、所得の最上位層について細かく刻んで統計を公表しているがゆえに明確化されているだけであり、他の主要国においても同様の課題が生じている可能性もある。しかし、「1億円の壁」が野党やメディアなどから問題視される中、日本において、既に明確化されている不公平感に一定の対処をする必要はあったものといえよう。

図表4の日本（改正案）を見ると、ミニマムタックス導入後は所得上位0.01%程度より上の範囲につき、税負担率が20%強でほぼ横ばいになることがわかる。ミニマムタックス導入により、公表統計の範囲で比較した所得最上位層の税負担率の下落幅は英米独と遜色ない水準となる。

一方、ミニマムタックス導入によっても、「1億円の壁」現象の全てを解消することができないこともまた図表4からわかる。この点につき、不十分であるとの指摘もなされている⁹。だが、所得上位0.1%程度から税負担率が下がり始める現象自体は日本のみならず、英米独にも残っている。その理由は、金融所得が通常の所得と比べて所得を得る場所を選択しやすい「足の速い所得」であるゆえに、世界中ほとんどの国が金融所得に対する最高税率を通常の所得より低く、あるいはゼロに設定しているためである。

資産（資産家）の海外流出を防ぐためには、どの国も他国の金融所得の税率を意識せざるを得ない。一定の閾値を超えると所得が高い者ほど税負担率が低くなる現象は確かに垂直的公平性の観点からは不公平だといえるが、それは全世界的な課題であり、一国だけでできることには限界がある。今回、岸田政権が導入するとしてミニマムタックスは、世界各国の税制を所与としつつ、日本においてできる格差是正策として知恵を絞った案として評価できるだろう。

3. 超富裕層の投資や市場への影響

米国のAMT (Alternative Minimum Tax) は、「納税者に所得税を負担する能力（担税力）があるにもかかわらず、税法上の各種租税特別措置の巧みな利用により税額をゼロまたは極めて微々たる金額に抑えることを規制する目的で設けられた制度」である。「富裕層の高額所得者が租税特別措置の利用により合法的に所得税の支払から逃れる一方で、一般納税者の租税制度に対する不公平感が高まるように」¹⁰なったことを受けて、1969年にAMTの前身であるminimum taxが導入された後、改正を重ねて現在に至っている。

米国では、通常の所得税額が、一部の税優遇措置を適用しないなど一定の調整を行って計算した仮の最低税額(tentative minimum tax)を下回る場合に、差額がAMTとして課税される。

大綱により導入するとされた超富裕層向けの追加課税措置は米国AMTの導入理念や計算方法

⁹ 例えば、2022年12月17日付朝日新聞朝刊3面では、「『1億円の壁』問題の是正にはほど遠い形で決着した」と報じている。

¹⁰ この段落のカギカッコ内は、伊藤公哉『アメリカ連邦税法 第7版』中央経済社、2019年（pp.372-373）からの引用。

と類似しているため、本レポートで「ミニмумタックス」と呼んできた。

「1億円の壁」問題に対処するため、一時は、政府・与党内で、金融所得税率を一律に引き上げる案や、一定の所得以上の者に一定率の上乗せ課税を行う案も検討されたものとみられる。しかし、金融所得税率を一律に引き上げた場合、富裕層よりもむしろ中間層が負担する税額が重くなったり¹¹、外国人も含めて増税になるため¹²市場に与える影響が大きくなったりするなどの問題がある。また、総合課税の所得も含めた上乗せ課税は、所得税の最高税率引き上げにもなるため、超富裕層の就労や起業への意欲を削ぐ懸念があった。

外国人を含む大多数の投資家、および、超富裕層であっても給与所得や事業所得が主な所得である者はミニмумタックスの対象にならない。このため、市場や就労意欲等への影響に配慮しつつ、結果的に税負担率が低くなっている者にピンポイントで追加負担を求められる点で、税の公平感を高めることができるものとなっている。

大和総研が試算したところ、既存の税務統計の所得をベースとすると、ミニмумタックスの課税対象者は年 200 人台、追加課税の税収は年 300～600 億円程度と見込まれる。税収の確保策というよりは、税の公平感を高めるための施策という面が強いだらう。

ミニмумタックス導入は、IPO や M&A などにより単年で多額の株式譲渡益を得た者にも追加の税負担を求める形とはなる。しかし、大綱において新たに導入するとしたスタートアップ企業への資金供給の税制優遇措置により、株式売却益のうちスタートアップ企業に出資した分は、最大 20 億円までは所得税が非課税となり、20 億円超の部分についても課税繰り延べとなる¹³。ミニмумタックスの対象者にとって、スタートアップに再投資すれば所得税非課税 (+住民税 5%)、再投資しなければ所得税 22.5% (+住民税 5%) と税率に大きな差が開く。「アメとムチ」のインセンティブ付けにより、スタートアップへの資金供給は現状よりもむしろ活性化される可能性もある。

今後、所得税の垂直的公平性の課題にさらに対処する必要が生じた際は、ミニмумタックスの課税対象者や税率を調整すればよく、中間層を含めた金融所得税率の一律引き上げを行う必要性は低くなる。この点は、大多数の投資家にとって朗報といえるだろう。

【以上】

¹¹ 詳細は、[吉井一洋・是枝俊悟・金本悠希・小林章子「金融所得、税率引き上げ検討？」](#) (2018年3月2日、大和総研レポート) 参照。

¹² 非居住者には日本の譲渡益課税は課されないが、配当の源泉所得税は課される (ただし、租税条約によっては実質負担増とならない場合もある)。

¹³ 住民税には非課税や課税繰り延べの措置を設けないものとみられる。